

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	申請用紙は(別紙1～7)及び提案書様式)は、パソコンで入力できるワード、エクセル等のファイルが配布されるのか？	入力用フォーマットを掲載する。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	提案書の電子媒体(CD-R、DVD-R)での提出期限はいつか？	紙媒体と同様に平成29年2月24日(金)17時まで提出されたい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	提案書提出期限までに全省庁統一参加資格が取得できない場合はどうすればいいか。	全省庁統一参加資格は、少なくとも、契約締結時点までに取得している必要があるが、提案書提出時点において競争参加資格の申請中である場合は、当該申請中の内容が分かる資料を添付すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	キャリアコンサルティングに関する資格は、国家資格でなければならないか。	本事業を所掌する厚生労働省キャリア形成支援課では、キャリアコンサルタント国家資格を所管している立場から、キャリアコンサルタント国家資格を有する者に限定するものである。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	予定価格は、総額として考えていいのか、一般会計や雇用勘定で別の予定価格となっているのか？	予定価格については、総額で設定しており、入札額の総額と予定価格の総額により算出する。ただし、入札書においては、各事業ごとの内訳を記載する欄を設けているため、各事業の内訳も必ず記載すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	サテライト借料やキャリア形成スペース借料が発生する場合、同じ「事業規模」でも評価基準にある「入札価格」は借料が発生しない提案より高く設定されているのか？	「予定価格」は、事業規模、常設サテライトの有無及び集中訓練プログラム事業の有無に応じて設定しているものであり、サテライト借料やキャリア形成スペース借料の発生の有無については考慮していない。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	入札額が予定価格を超過した場合の価格点の考え方はどうなるのか。 例えば、予定価格100に対し、入札価格150で出した場合、 $(1-150/100) \times 150 = -75$ となりますが、技術点の合計から価格点75点を差し引かれるのか。	入札額は、予定価格の制限の範囲内である必要があるため、入札額が予定価格を超過した場合は、当該提案は採用されない。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	昨年度はあった経費積算の提出書類がないが、なくていいのか？	一般競争入札となるため、提案書提出時点では積算内訳は不要である。ただし、入札額が低入札価格調査額を下回ることとなった場合や、受託書を提出する際に積算内訳明細が必要となることから、入札額を見積もる際には、あらかじめ委託要綱の積算内訳明細を活用するなど、経費の内訳が分かるように見積もること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	「委託費積算内訳」の不要な行は削除して、記号を変更してもよいか。	差し支えない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	低入札価格調査基準額を下回る場合、何を調査するのか。	低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合、提案者からヒアリング等による低入札価格調査を実施することとなるため、調査に協力すること。 なお、ヒアリングに当たっては、当該入札金額の積算内訳等の資料を提出することとなるため、入札に当たっては、適切に経費を見積もりを行うこと。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	(入札説明書 別添3)⑥提案書作成要領 1エ(イ)「直近2年間の保険料の領収書(写)」とあるが、証明書では支障があるか。	領収書(写)がない場合は、証明書でも差し支えない。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 サポステ業務に付随する事業は含まないということによいか(サポステセミナー事業やフォーラム事業等)	サポステ事業に付随する事業については、提案書【5】(6)に記載することとし、競争参加資格関係書類の「類似事業」には含めないこと。競争参加資格関係書類の「類似事業」には、サポステ事業以外の類似事業がある場合に記載すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	入札説明書「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。とは、どういう会社か？	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照されたい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	参加事業者の代表が他の法人の理事長も兼務している際は兼務先の法人は「関係会社」に該当するか？	一般的には、入札参加事業者代表が他の法人の理事長を兼務しているだけでは「関係会社」には当たらないものと考えられるが、一定割合以上の議決権を有する場合には「関係会社」に該当するものと思われるため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照の上、個々の状況により判断されたい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	財務諸表の千円以下は切り上げ・切り捨てのどちらで考えればよろしいでしょうか？	四捨五入とすること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	財務諸表の前年度繰越損益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期期首残高のことでよいか。もしくは、前年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことでよいか。	株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の「当期首残高」でよい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	年度末未処分利益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことでよいか。	株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金」の「当期末残高」でよい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	「法令遵守に関する申出書」には、印を2か所押すようになっているが、社印と個人印の両方が必要ということか。	法人の場合は、社(法人)印と代表者印の両方を押印すること。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	契約期間が「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」とするのはどういう場合か。	4月1日及び2日は休日であることから、原則として契約期間は平成29年4月3日(月)から平成30年3月30日までとなる。 ただし、現行受託者が引き続き落札する場合において、利用者サービスの観点から4月1日(土)にも開庁する必要があり、4月1日から建物の借料等が発生するケースでは、事業実施期間を4月1日からすることが認められる。 なお、新規参入団体が落札する場合においては、原則通り4月3日(月)となる。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	契約期間が「平成29年4月3日(予定)から平成30年3月30日まで」とあるのは相談員など職員の雇用契約も3/31で一旦解除し4/3始まりの再契約にするようにという意味もあるのか?	あくまでも国と受託者との間の契約期間が4/3からとなるものであり、受託者と職員との間の雇用契約についてまで拘束するものではない。 ※3/31で契約を一旦解除し、改めて4/3付け再契約することを求めるものではない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	サポステ名称は漢字表記でなくてはならないでしょうか?	公示に際しては、「〇〇地域に設置するサポートステーション」であることを概念として示したものであり、実際の設置に際しては、利用者の利用しやすさを勘案の上、平仮名表記とすることは差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	名称は変更の必要があるか? ●●若者就業サポートステーション→●●若者サポートステーションとか、●●地域若者サポートステーションとか	既に、当該名称において、地域若者サポートステーションであることが一般に広く周知・認識されている場合には変更することまでは要しない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	常設サテライトについては、地域の実情に応じて、開所時間を変更していいか。	常設サテライト窓口は、仕様書に定める要件を満たせば足りるため、地域の実情に応じて、例えば、週5日、一日7時間程度の通常の相談支援窓口と同程度の開所時間を設定することは差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	(仕様書 別表1)の平成29年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧の事業規模のランクを変更して入札することは可能か? また集中訓練が必須ではないサポステでも集中訓練実施を想定しても良いか? 逆に集中訓練必須の場合は集中訓練をやらない選択肢はないということか?	事業規模(等級)は所与の条件であり、変更して提案することは認めない。 集中訓練の実施が「必須」とされていない場合は、29年度においては集中訓練プログラム事業は実施しないため、提案しないこと。 また、集中訓練の実施が「必須」とされているにも関わらず、集中訓練に関する提案がなされない場合は、仕様を満たした提案とは言えないため、採用されないこととなる。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	仕様書 別表2)からだけでは必ずしも27年度実績と(仕様書 別表1)の事業規模のランクは一致していないと思われるが事業規模ランクの根拠は何か?	平成27年度実績等を参考にしつつ、当該地域における若年無業者数や、当該地域においてサポートステーションに期待される業務量なども踏まえて事業規模の設定を行っている。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	サポートステーションの受託実施責任者としての所長の就任は、必須でなくてもよろしいのでしょうか?	必ずしも受託実施責任者としての所長の配置は必須とはしていない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>P9(2)イ相談支援員・キャリアコンサルタントの人数配置に関して事業規模Sの場合4.0人(常勤換算)とあるが どういう意味か？ 4人も相談員を常勤で採用するということか？ 職場体験やステップアップ支援員の場合は 月〇人日という表記なので混乱している。おおむね何人月くらいのことなのか？</p>	<p>「4.0人(常勤換算)」とあるのは、必ずしも常勤職員として雇用することを意味するものではなく、提案団体における一般的な常勤職員と同等の勤務時間・勤務日数に換算して、4人分であることを意味するものである。 例えば、提案団体における一般的な常勤職員の勤務時間が1日8時間、月20日勤務の場合、 ①常勤職員として1人配置し、月10日勤務(0.5人分)の非常勤職員を6人配置した場合、常勤換算で4.0人(1+0.5×6=4) ②常勤職員として2人配置し、1日4時間勤務(0.5人分)の非常勤職員を4人配置した場合、常勤換算で4.0人(2+0.5×4=4)となる。</p> <p>また、職場体験やステップアップ事業において、例えば「月12人日」とあるのは、それぞれの業務に従事する日数が、1か月当たり12日分であることを意味するものである。 例えば、提案団体における一般的な常勤職員の勤務時間が1日8時間の場合、当該業務に従事する職員が、 ①1人の場合は、月12日(96時間) ②2人の場合は、それぞれ月6日(48時間)で計12日(96時間)となる。</p> <p>なお、これらの数字はあくまでも目安であり、必ずしもこの範囲に収めなければならないものではないが、言うまでもなく、一般的には配置数が多くなれば予定価格を超過する可能性も高くなるので注意が必要であること。</p>
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>(仕様書10P)「職場体験・就職支援コーディネーター」の人数配置について事業規模Bで位置づけられ コーディネーターは月12人日が目安になっている。ステップアップ事業も同様だが、利用者について担当者制を敷き 登録から就職まで継続して支援をしている。 今回の「職場体験・就職支援事業」も各スタッフがコーディネーターの役割を担う予定。については「12人日」は専任スタッフではなく各スタッフの従事日数を合計し算出してよいか？</p>	<p>複数人が兼務する場合は、当該業務を行う各人の従事日数の合計して差し支えない。</p>
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>常勤について・・ 常勤とは月間何時間勤務をすれば常勤勤務と想定されていますか？</p>	<p>提案団体における一般的な常勤職員の勤務時間を基準に判断されたい。</p>
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>各事業の対象人員について・・ 〇〇人日というのは、1日あたりの勤務時間の上限、下限はありますか？</p>	<p>1日当たりの勤務時間の下限は設けないため、提案団体における一般的な常勤職員の勤務時間を基準に判断されたい。 なお、上限については、労働関係法令を遵守されたい。</p>

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>総括コーディネーター配置の条件ですが、受託団体の理事長、もしくはセンター長が、総括になることは可能でしょうか。その際、人件費について</p> <p>①受託団体ですべて、負担する。 ②受託団体と、サポステ事業で按分する。 ③サポステ事業すべて、負担する。 ということが考えられますが、いかがでしょうか。ご検討ください。</p>	<p>受託団体の理事長が総括コーディネーター又はキャリアコンサルタント等のスタッフとして勤務することは可能。 ただし、理事長は事業主であるため、通常の労働者に認められる年次有給休暇や超過勤務といった概念はないものと考えられるので留意すること。 なお、人件費については、現に総括コーディネーターとして業務に従事した部分に係る人件費のみ委託費から支弁することができる。</p>
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>設置人数の基準が仕様書にあるが、例えば、総括コーディネーターが相談業務等も行うことがある場合、キャリアコンサルタントや相談員などを基準人数より少ない人数を置くという考え方があっていいのか。</p>	<p>設置人数の基準はあくまでも目安であるため、地域の実情に応じて、基準人数よりも少ない又は多い人数としても差し支えない。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>ひきこもりを支援対象から除外した理由はなにか。</p>	<p>ひきこもりについては、従来より、ひきこもり地域支援センターにおいて支援することとしており、一義的にはひきこもり地域支援センターで支援することを明確にしたものである。 なお、ひきこもり地域支援センターでの支援の結果、ひきこもり状態を脱し、次のステップとして就労を希望する場合には、サポステで支援を行うことは適当であると考えられる。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>事業委託要綱 第7条 5行目から「委託事業と地域、事業内容及び支援対象者が重複する地方公共団体による他の事業がある場合には、その重複する部分を委託事業の計画に盛り込むことはできないこととする。」とありますが、本県では、県内全域において「若者未就職者就職促進事業」として、5日間以上の企業におけるジョブトレーニング・体験事業を実施しています。この場合、平成29年度より全サポステで実施することとなっている職場体験・就職支援事業については、内容が重複するため平成29年度の事業計画から除外すると考えて差し支えないでしょうか。</p>	<p>委託要綱第7条なお書きの「委託事業と地域、事業内容及び支援対象者が重複する地方公共団体の他の事業」には、仕様書第3の3(2)「地域の実情に応じて実施する事項(地方公共団体が措置する事項)」に基づいて地方公共団体が措置する事業(当該地方公共団体においてサポステ事業として位置づけられる事業)は含まれない。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>本登録の手続きについて、仮登録後に再度サポステに来所した時点で本登録を行うこととした理由はなにか。</p>	<p>就職面接会等で相談しただけで、仮登録から本登録を行うまでの間に就職が決定するケースや、来所の実態がないのに電話だけ本登録を済ませている状況が見られたことから、本登録はサポステに仮登録後に、再度来所した時点をもって行うこととしたもの。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>第3 3(1)イ(e)に「…なお、仮登録から本登録までの期間について、1週間から10日程度を目途とすること」とあるが、1週間未満では支障があるか。</p>	<p>あくまでも目安であり、地域の実情に応じて対応されたい。</p>

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	上記の件に関連して、現在、仮登録時点の面談をインターク(課題の見立て)として、スナックスに入力しています。(インターク後、すぐ仮登録シートを作成し、ハローワークで本登録の手続きを行って、仮登録と本登録の日を一致させるようにしています。次の予約日が確定し、支援継続となった上です。)上記②を順守すると、現在のスナックスのシステムでは、インターク時の面談がカウントされないこととなります。スナックスのシステムを改善し、カウントできるようになるのでしょうか。	スナックスには、本登録後の相談記録を記録をすることとなっている。
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	地方公共団体の推薦を必須としないのであれば、推薦を受けることの意義はなにか。	一般競争入札に移行するにあたって、地方公共団体の推薦を必須とすることは、競争参加の阻害要因となることから、必須とはしないこととするもの。 ただし、地方公共団体との連携確保の観点、地方公共団体における委託先選定の観点から、推薦を行うかどうかの判断は各地方公共団体に委ねられているため、まずは各地方公共団体に推薦の有無及び各地方公共団体による支援の有無等について各地方公共団体に問い合わせをしていただきたい。
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	「雇用保険受給者は、ハローワークにおいて現に求職活動を行っている者であることから、原則として支援対象者とはならない」とあるが、「原則」とはどういうことか？	雇用保険受給者であっても、長期にわたって、求職活動がうまくいっておらず、その原因がサポステでの支援によって解消できる見込みがあると判断した結果、ハローワークからサポステに誘導された場合には、例外的にサポステの支援対象者として支援を行うことができるものであること。 よって、雇用保険説明会において、サポステの支援内容に関する説明の場を設けることは可能であるが、声かけを行うなど直接的にサポステに誘導するようなことは控えるべきであること。
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	集中訓練事業を新たに実施したいと考えた場合、提案書を提出し採択されれば実施することは可能でしょうか？	集中訓練の実施が「必須」とされていない場合は、29年度においては集中訓練プログラム事業は実施しないため、提案しないこと。
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	仕様書「第4 若年無業者 集中訓練・・・」の対象人員の上限について記載されていますが・・・ たとえば事業規模「C」の場合 32人月・・・とあります。 ひと月20日間のプログラムとすると、参加できる人数は1.6人ということになるのでしょうか？	プログラムの全期間を合宿形式で実施する場合、32人月とは、 例1)2か月間のプログラムで16人分(2月×16人=32人月)、 例2)4か月間のプログラムで8人分(4月×8人=32人月) という意味である。
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	職場体験の上限人数が指定されているが、地域の実情を考慮して計画する職場体験の受け入れの人数を減らすことは可能か。	地域の実情に応じて受け入れ人数を減らすことは差し支えないが、「必須」事業である趣旨を十分に理解すること。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	支援対象者は、「短期の職場見学等を経て」とあるが、地方公共団体の措置する職場見学等に参加していることが要件なのか。	「短期の職場見学等」とは、地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」や「ジョブトレ」などを想定しているものであるが、必ずしもこれらの事業に参加していることを要件とするものではなく、「連続して同一事業所での本格的な職場体験を行えると判断できる者」か否かで判断されたいこと。
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	地方公共団体が措置する「ジョブトレーニング」と「職場体験・就職支援事業」における職場体験の違いは何か。	職場体験・就職支援事業における職場体験は、1週間以上3か月以下のものとしており、1週間を超える職場体験は職場体験・就職支援事業の対象となりうる。一方、地方公共団体が措置するジョブトレーニングは、比較的短期の職場体験を想定しているものである。
6 定着・ステップアップ支援事業(仕様書第6関係)	新規団体の場合、定着・ステップ事業の対象者は、平成29年度に就職した者のみが対象となるのか。	前任者から引き継いだサポステ卒業者(過年度に就職した者)についても、支援対象者となる。
6 定着・ステップアップ支援事業(仕様書第6関係)	若年無業者等集中訓練プログラム事業のプログラムに参加した者や、職場体験・就職支援事業の職場体験プログラムに参加した者が就職した場合は、定着・ステップアップ事業の対象として支援を行う理由はなにか。	これらのプログラムは、相談支援事業による支援に加えて、より就職実現可能性を高めるための取組であるが、平成27年度における若年無業者等集中訓練プログラム事業の利用者の就職状況は概ね5割程度にとどまっているため、これらのプログラムの就職実現可能性を高めるため、プログラム修了後の就職支援及び就職後の職場定着支援等のフォローアップを継続して実施していく必要があるもの。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	当団体の規定では理事長職に対する報酬がないため、総括コーディネーターに、理事長(社会福祉士)がなる場合、サポステの経費から給与を支給することになるが、よろしいか。	実際に総括コーディネーターが行うべき業務に従事している場合は、当該業務に従事していることが明らか部分について国の委託費から給与を支給することは差し支えない。ただし、理事長などの法人代表者は、事業主であって労働者ではないため、超過勤務や年次有給休暇に係る人件費は、国の委託費では措置しない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	総括コーディネーター、キャリアカウンセラー、相談員、ステップアップ支援員など基準となるような人件費(月給とか時給等)はあるのか。	地域の実情や社会通念に照らして判断されたい。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書45P 7支出対象経費 1共通事項(2) 複数の事業に係る共通経費は、必要に応じて按分する事と記載があるが、どこまで按分を求められますか？ 例えば、家賃であれば、サポステ事業、ステップアップ事業、職場体験事業の担当職員数の割合で按分するなどの認識でよろしいでしょうか？	各事業で共通して支出対象経費として認められている費目については、按分して差し支えない。なお、家賃であれば、各事業の担当職員数、業務量、使用スペースの割合等により按分する方法が考えられる。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	支出対象経費 ①P41「2ウ(イ)留意事項」に、みられる相見積には必要な価格設定に基準はあるのか。	価格が相場に比して高額とならないように留意することで足りる。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
7 事業費関係(仕様書第7関係)	P42「2オ(イ)留意事項c」に記載されている「賃貸借契約の名義は、サポステ名義とすることとし…」とあるが、受託団体名義の名義では支障があるのか。	受託団体名義でも差し支えないが、本事業に使用するスペースを特定できるようにすること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書 第3相談支援事業 3(1)ウ(ウ)a～fの職業的自立プログラムについて、地方公共団体が措置する部分以外のプログラムについては、国の事業費から支出できると考えてよろしいでしょうか。	仕様書第7の2(2)カ(ア)bのとおり、サポステ職員が、サポステ利用者のみに対して行うプログラム経費については、国の事業費から支出することができる。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	各種セミナー等の経費は、サポステスタッフが行うものは、会場使用料や備品購入など経費計上できるという考え方でいいか。	仕様書第7の2(2)カ(ア)bのとおり、サポステ職員が、サポステ利用者のみに対して行うプログラム経費については、国の事業費から支出することができる。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	国の行う研修の旅費について、相談支援事業のみでの計上でいいか。ステップアップ支援員の研修、職場体験コーディネーターの研修なども予定しているか。	ステップアップ支援員や職場体験コーディネーターを対象とした研修については、現時点では予定(計画)していないが、別途調達を行っている「若者自立支援中央センター事業」において今後計画することはあり得る。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	ファイルメーカーは、必ず使用するのか。	SNACKSの使用に際しては、ファイルメーカーを活用するものであるため、必ず使用環境を整えること。 なお、見積もりに当たっては、購入による場合は減価償却費として計上し、リースによる場合は借料として計上すること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	業務車両のレンタル費やSNACKSのリース料など、相談支援事業、職場体験事業、ステップアップ事業の事業費按分として、借料及び損料に計上しても問題ないか？	SNACKS(ファイルメーカー)のリース料は相談支援事業の借料に計上し、按分しないこと。 業務車両について複数の事業で兼用する場合は、業務の割合等に応じて按分すること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	ウイルス対策ソフト年間ライセンス料は、「借料及び損料」でよいか。	ライセンス料については「借料及び損料」で差し支えない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	国事業において、複数の事業にまたがって消耗品等を購入した場合、按分する必要があらと思われるが、そのような考え方で按分をすべきか例示していただけないか。	複数の事業にまたがって消耗品等を購入する場合は、各事業の業務に使用する割合など、適切な按分比率により按分すること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	ステップアップと情報管理員の兼務があるスタッフの雇用保険や健康診断の経費等、勤務時間等の基準で按分するという考え方でいいか？	貴見のとおり。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
7 事業費関係(仕様書第7関係)	集中訓練プログラム事業の経費はどのように見積もればいいのか。	入札額の見積もりに際しては、「事業費算定基準」によること。 例1)3か月間合宿のプログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円(基本事業費6万円+合宿事業費4万円)×3月×5名 例2)1か月間合宿+3か月間の通所プログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円(基本事業費6万円+合宿事業費4万円)×1月×5名 +基本事業費6万円×3月×5名
7 事業費関係(仕様書第7関係)	職場体験・就職支援コーディネーターが自家用車を使って業務を行う場合も、駐車場は認められるという見解でよいか。	本事業の実施に当たって、通勤用車両を業務に使用する場合は、当該車両に係る駐車場代は認められない。 ※そもそも通勤用車両に係る駐車場代は認めない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	外部講師への謝金は、税込み1万円までとなっていますが、謝金1万円とは別に交通費として、旅費規程等の車賃の実費の支払い、または、公共交通機関の運賃(領収証添付)により、旅費を支払うことは可能でしょうか。 例)謝金1万円、車賃(@25円×50km=)1,250円 合計11,250円を講師へ支払う。	あくまでも謝金としての支払いが税込1万円までであり、別途、交通費を支払うことは差し支えない。その際、旅費規程、公共交通機関の運賃(領収書添付)など、支払い額の根拠書類を整備すること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	ステップアップセミナーや懇談会の講師料は「その他」でよいか。	日額税込1万円までの謝金は「その他」に計上すること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	入札説明会に参加するための旅費や提案書を作成する職員の人件費は事業費に計上していいか。	入札説明会に参加するための旅費や、提案書を作成するための人件費等の諸費用については、提案者の負担となるため、当該経費は計上しないこと。
8 その他(仕様書第8関係)	各種報告については、報告様式等が別途示されるという理解でいいか。	貴見のとおり、様式等については、追ってお示しする予定である。
8 その他(仕様書第8関係)	仕様書 第7その他 3(2)アの等級と目標値の表の見方について 平成29年度より1サポステ(A'等級)+常設サテライト1箇所となる場合、目標値について、A又はA'の等級では、就職件数 120人以上、新規登録者数200人以上と常設サテライト等級では、就職件数45人以上、新規登録者数75人以上となっている。これらを合算して、全体の目標値は、就職件数165人以上、新規登録者数275人以上と考えるのでしょうか。	貴見のとおり、常設サテライトを設置する場合は、当該常設サテライト分を合算するものであること。
8 その他(仕様書第8関係)	事業実績が低調な場合、債務不履行として委託費の減額等の措置が規定されているが、適用に際してはどのような手続きになるのか。	実際の適用に際しては、改善計画書を提出させた上で、それでもなお、改善が見られない場合に適用するなど、一定の手順を踏むを予定であること。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
8 その他(仕様書第8関係)	第7その他 ③P54「5業務実施に留意すべき事項(5)消耗品及び備品等の管理」について、消耗品や備品(貸与)の一覧表を作成し、適切な管理することとあるが、具体的にどういった項目での管理が望ましいのか(特に消耗品)、ひな形を示していただけませんか。	仕様書において提示している項目のほか、数(使用数、在庫数)、使用年月日などの項目により管理することが考えられる。
8 その他(仕様書第8関係)	再委託は可能か。	仕様書第3から第6に定める事業は、無業の若者に対し、一体的な支援を行うものであり、いずれも本事業の根幹に関わるものであることから、これらの事業のうち一部の事業について再委託することは想定していない。また、常設サテライト窓口についても、基本的には相談支援窓口と同様の支援を実施するものであり、相談支援窓口と常設サテライト窓口の一定的な運営を期待するものであることから、常設サテライト窓口について再委託することは想定していない。 なお、広報に使用するリーフレット・パンフレット等の印刷等については、再委託には当たらないものであること。
8 その他(仕様書第8関係)	常設サテライト等の再委託先の法人は平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格を有している必要があるか。	本事業の実施に際しては、 ①事業の一部(例えば集中訓練プログラム事業)を再委託すること ②常設サテライト部分を再委託することは想定していない。
9 提案書関係(記入方法)	週一回、県内の別の場所へ相談コーナーを設けているのですが、「その他のサテライト窓口」に記入してよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、「その他のサテライト窓口」欄に記載すること。
9 提案書関係(記入方法)	提案書作成要領 別紙(様式)⑤提案書様式【1】(4)カ・キ・クの事業目標は、第3.3(1)エ高校中退者等に対する切れ目のない支援の実施に関する目標値設定と捉えてよいのか。	「カ 進路決定件数」は、就職以外の進路決定も含めたサポステ事業全体としての進路決定件数を指す(平成26年度以前の進路決定件数と同義。) 「キ 中退者情報共有件数」及び「ク アウトリーチ支援件数」は、第3の3(1)エ高校中退者等に対する切れ目のない支援の実施に関する指標を指す。
9 提案書関係(記入方法)	【1】事業の実施方針の(4)事業目標のところ、 Q1. ア 就職率(全体)というのは、当サポステは集中訓練プログラムは行わないので、職場体験プログラム参加者の就職率だけでよろしいですか？	「就職率(全体)」については、職場体験プログラムを利用していない者も含めて算出すること。就職率(全体)に当たっては、仕様書第8の3(1)ア(ア)のとおり、「事業実施期間における新規登録者数に占める就職者数の割合」により算出すること。 なお、集中訓練プログラムを実施しない場合は、「うち集中訓練プログラム参加者の就職率」は記載不要である。
9 提案書関係(記入方法)	カ 進路決定件数というのは、職業訓練、20時間以内の雇用保険のつかない就職、進学も含めて良いのでしょうか？ また、その場合、カ進路決定件数は、オ 就職件数は含めるのでしょうか？	「進路決定件数」については、雇用保険被保険者資格を取得しうる就職に限らず、職業訓練、20時間未満の就職、進学等も含めて差し支えない。 また、カ「進路決定件数」には、オ「就職件数」を含めること。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A

種別	質問内容	回答
9 提案書関係(記入方法)	【2】事業内容 (1)相談支援窓口当の設置で、費用負担の有無というのは、受託団体の場所代の負担ということでよろしいでしょうか？	相談支援窓口を設置するための施設の借料が発生するか否かにより記載すること。 ①地方公共団体関係の施設について、無償で貸与を受ける場合など、国の委託費により支出する予定がない場合は「無償」 ②地方公共団体関係の施設について、低廉な価格で貸与を受ける場合や、地方公共団体が利用料の一部を負担する場合など、国の委託費により支出する額が、通常料金に比して廉価の場合には「有償(低廉)」とすること。
9 提案書関係(記入方法)	常設サテライト窓口の設置について「地域の実情に応じ、要件に満たない簡易な窓口を設置することも可能であること」とあるが、開所時間、相談支援員・キャリアコンサルタントの配置基準を下回るもので実施する際には、提案書にその内容を記載することで事足りるか。	要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する場合は、提案書様式【2】(1)ウ「その他のサテライト窓口(定期的な出張相談含む)の有無」欄及び【3】(2)ア「スタッフ数」欄に記載すること。 なお、要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する際には、相談支援窓口の一部であり、簡易な窓口を含めた配置基準(目安)であることに留意すること。
9 提案書関係(記入方法)	地方公共団体が措置される場合でも、提案書【2】事業内容(2)実施予定のプログラムの内容等については、地方公共団体が措置される場合のプログラムも含めて記載してよろしいでしょうか。	提案書【2】(2)ア「実施予定のプログラム内容等」については、「地方公共団体が措置する事項」も含めて記載して差し支えない。
9 提案書関係(記入方法)	提案書の作成に当たって、当該地域のハローワークと相談しながら作成する事は可能でしょうか？	ハローワークは、都道府県労働局の出先機関であり、委託者の監督下にあるため、提案書の作成に当たってハローワークと相談することは不可である。 あくまでも、提案者としての考えを記載すること。
10 提案書関係(添付書類)	残高証明書はいつの時点のものを用意すればよろしいでしょうか？	現在事項全部証明書は3ヶ月以内発行のもの、残高証明書は1ヶ月以内発行のものを提出すること。
10 提案書関係(添付書類)	定款や現在事項全部証明書はすべて原本が必要か それとも写しで良いか。	原本の写しで可。
10 提案書関係(添付書類)	就業規則で別途定める規程は、賃金規程・賞与規程だけでよいか。それともすべて(退職金規程・安全衛生管理規程・教育訓練規程・賞罰委員会規程など)も必要か。	就業規則で別途定めることとしている規程については全て添付すること。
10 提案書関係(添付書類)	正本・副本ともに社印を押した原本が必要か。写し3部はコピーでよいか。	原本の写しで可。